

老人福祉施設等整備施設整備希望者の皆様

平成24年度老人福祉施設等整備施設選定要綱、整備方針及び  
選定基準について

平素は県福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。  
さて、標記について、別添のとおり定めましたのでお知らせします。

施設整備を希望される方は「平成24年度老人福祉施設等整備施設選定要  
綱」、「平成24年度老人福祉施設整備方針及び選定基準」を熟読し、市町村に  
提出期限等をお問い合わせの上、整備計画書を提出ください。

和歌山県福祉保健部  
福祉保健政策局長寿社会課

## 平成24年度老人福祉施設等整備施設選定要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、平成24年度における県の老人福祉施設等整備費補助金の対象施設（以下「補助対象施設」という。）の円滑かつ適正な選定を行うため、県及び市町村における選定事務の取扱いについて必要な事項を定める。

### (市町村への照会)

第2条 知事は、別に定める老人福祉施設等整備方針及び選定基準（以下「整備方針」という。）に基づき、市町村長に整備希望施設の推薦を依頼する。

### (整備計画書の提出)

第3条 整備希望者は、市町村長の定める日までに、別に定める整備計画書を整備予定地の市町村長に提出しなければならない。

### (施設種別及び整備区分)

第4条 施設種別及び整備区分については、別表のとおりとする。

### (市町村での選定)

第5条 市町村長は、整備方針に定める市町村選定基準に基づき、整備希望者からの聴取及び現地調査等により、整備計画の詳細な審査を行い、施設種別及び整備区分ごとに1施設を選定することを原則とし、整備計画書に別に定める意見書を添付のうえ、知事が定める日までに、振興局長に推薦する。

2 市町村長は、複数の施設を推薦する場合は、順位を付けるものとする。

### (圏域での選定)

第6条 振興局長は、整備方針に定める圏域選定基準に基づき、整備希望者及び市町村長からの聴取並びに現地調査等により、市町村長から推薦のあった整備計画の詳細な審査を行い、管轄する老人福祉圏域の全市町村長で構成する老人福祉施設整備圏域協議会又は保健所圏域（保健）医療体制整備充実委員会若しくは保健福祉協議会の合意に基づき、施設種別及び整備区分ごとに1施設を選定することを原則とし、整備計画書に別に定める意見書を添付のうえ、知事が定める日までに、知事に通知する。

2 振興局長は、複数の施設を推薦する場合は、順位を付けるものとする。

### (本庁での選定)

第7条 知事は、整備方針に定める本庁選定基準に基づき、整備希望者、市町村長及び振興局長からの聴取並びに現地調査等により、振興局長から通知のあった整備計画の詳細な審査を行ったうえで客観的な評価を行い、予算の範囲内で補助対象施設を選定する。

別表

		整備区分		
		創 設	増 築	改 築
施 設 種 別	特別養護老人ホーム	○	○	○
	養護老人ホーム	○	○	○
	老人保健施設	○	—	—
	軽費老人ホーム	○	—	—

※ ○は補助対象

## 平成24年度老人福祉施設等整備方針及び選定基準

### 1 本庁での選定方法

(1) 施設種別ごとの優先順位は、下記のとおりとする。

合築整備については、施設種別ごとに選定する。

- ① 特別養護老人ホームの創設・増築
- ② 特別養護老人ホームの改築、養護老人ホームの改築・増築
- ③ 老人保健施設の創設
- ④ 養護老人ホームの創設、軽費老人ホーム（ケアハウス）の創設

なお、小規模特別養護老人ホーム、小規模ケアハウス、小規模老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、夜間対応型訪問介護ステーション、介護予防拠点、地域包括支援センター及び生活支援ハウスの整備については、別に定める基準による。

また、療養型病床を特別養護老人ホーム、老人保健施設、軽費老人ホーム（ケアハウス）等へ転換する場合は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等（以下、「国交付金」という。）により国において支援策が措置されていることから、県補助の対象とはしない。

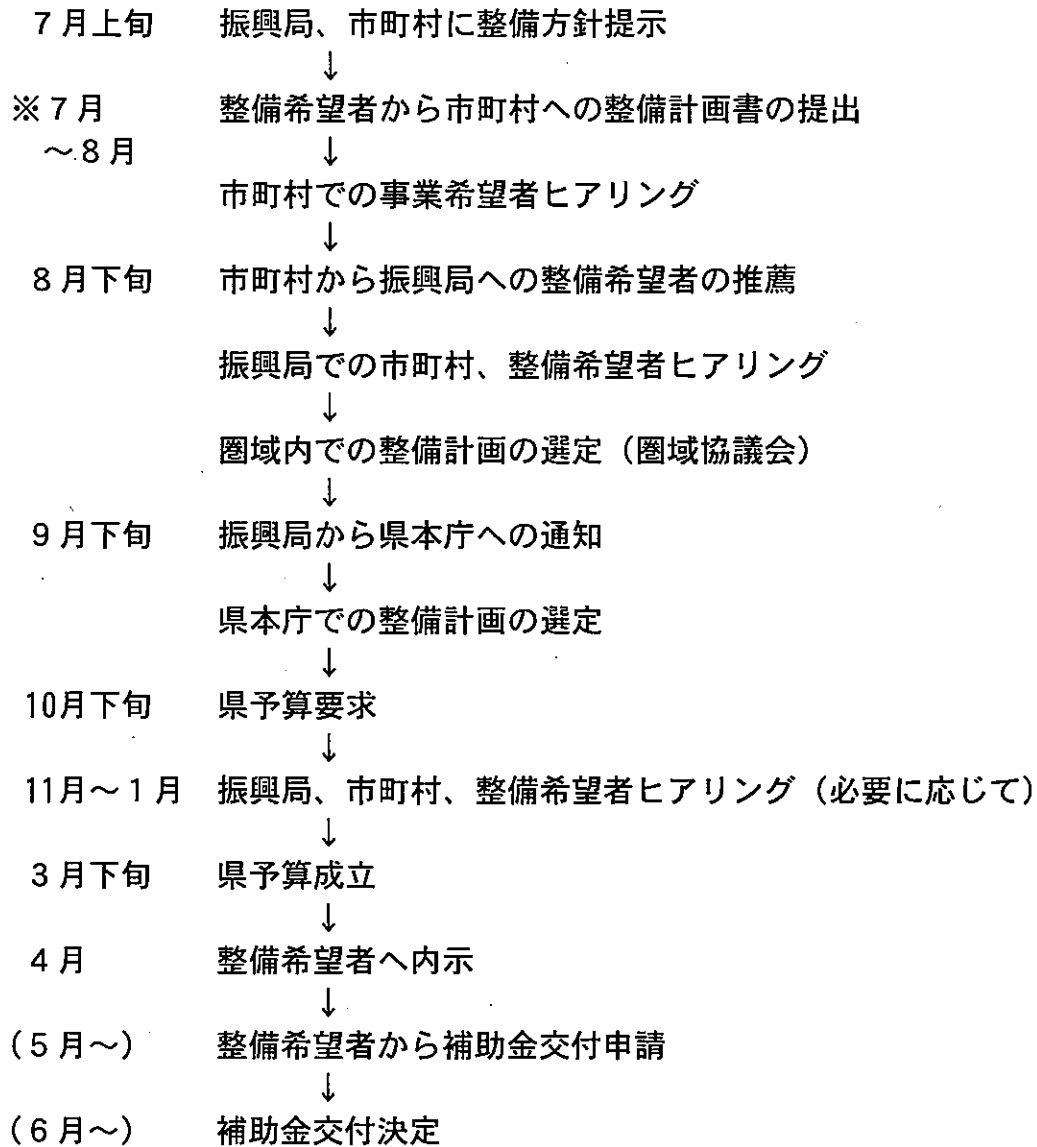
(2) (1)の優先順位及び3以下で定める施設種別ごとの整備計画の点数をもとに、下記事項を考慮のうえ、総合評価を行い、予算の範囲内で県補助対象施設を選定する。

- ① 圏域間のバランス
- ② 施設種別間のバランス
- ③ 振興局での順位
- ④ 整備計画の適格性
- ⑤ 最近の県補助金交付の有無
- ⑥ 運営施設の監査・指導結果

(参考) 本庁での選定手順

- ① 施設種別ごとに個々の整備計画を点数化
- ↓
- ② 各施設種別の優先順位をもとに、すべての整備計画を順位付け
- ↓
- ③ 総合評価

## 2 選定スケジュール（予定）



※ 整備希望者からの整備計画書の提出期限については、市町村で設定

### (参考)

県から整備希望者への内示は、予算成立後、整備希望者が下記の準備等を整えた後、順次行う。

- ① 部屋の配置等計画の変更がある場合、その内容の協議終了後
- ② その他内示を行うにつき適当でないと認められる事象の解消後

### 3 施設種別ごとの整備方針及び選定基準

#### (1) 特別養護老人ホーム（併設ショートステイを含む）の創設・増築

##### ア・基本的な考え方

- ① 特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）については、多くの入所待機者がいる状態であることから、「第6次和歌山県老人福祉計画及び第5次和歌山県介護保険事業支援計画」（仮称）（以下「わかやま長寿プラン2012」という。）における整備目標数に基づき、予算の範囲内で整備を推進する。
- ② 全室個室・ユニットケアを特徴とする「ユニット型」を優先的に県補助の対象とする。
- ③ 創設の場合のベッド数は、原則として50床とする。ただし、過疎地域では、30床以上とすることができる。

##### イ 市町村選定基準

- ① 目的・運営方針（理事長、施設長）
  - ・ 福祉に対する理念、施設運営方針が明確であること。
  - ・ 施設内容、法令、運営留意点を理解していること。
  - ・ 採算性の見通しを立てていること。
- ② 介護保険事業計画との整合性
  - ・ 「わかやま長寿プラン2012」における当該圏域の整備目標数の範囲内であること。
    - ※ 今年度については、当該プランは市町村選定時点で作成されていませんが、最終的には当該プランとの整合性がとれたものであることを選定基準としますので、ご留意ください。
  - ・ 特養併設ショートステイについては、当該地域においてショートステイが不足しており、ニーズについて十分検討されているものであること。
- ③ 施設用地・法的規制
  - ・ 用地確保の確実性
    - 契約書等の権利関係を示す客観的資料により、建設用地の確保が確実であること。また、抵当権等が設定されていないこと。
  - ・ 国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受ける場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定かつ登記し、賃借料は無料又は極力低額であること。また、抵当権等が設定されていないこと。
  - ・ 適切な立地環境であること。
    - 例示 ・ 住宅地からの距離や交通網等を総合的に勘案し、地域とのつながりを保つことができる環境にあること。
      - ・ 津波の浸水に問題がないこと。
      - ・ 地滑り地帯や冠水地帯ではないこと。
      - ・ 水道の確保が可能であること。
      - ・ 排水の放流先の同意を得ていること。
      - ・ 日照、騒音、大気汚染等、生活環境に問題がないこと。

- ・ 取付道路の調整が行われていること。
- ・ 開発規制等における解除見込の確実性  
開発許可、農地転用許可等が必要なものについては、事前協議を行っており、解除見込が確実であること。
- ④ 資金計画の妥当性
  - ・ 事業費の算定  
土地、施設、設備等全体事業費の算定は適切であること。  
建築単価が過大、過小となっていないこと。
  - ・ 調達計画  
自己資金が充実していること。  
寄附が確実であること。  
借入が確実であること。  
調達時期が適切であること。
  - ・ 償還計画に無理がないこと。
  - ・ 開設当初の運転資金が確保されていること。
- ⑤ 工程に問題がないこと。
- ⑥ 近隣住民への説明  
近隣住民等に対する説明会の実施など、情報提供等が行われており、当該施設の建設が円滑に進められるものであること。
- ⑦ 協力医療機関  
協力医療機関及び協力歯科医療機関の予定があること。
- ⑧ 既存施設の適正な運営  
既設法人の場合は、県等による監査の結果、重大な指摘事項がないか、また、その指摘事項の改善がなされ、適正な運営が確保できていること。
- ⑨ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度  
入所者の負担額について、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」を実施する市町村における整備であって、当該社会福祉法人が軽減措置を実施するもの（地方公共団体が整備する場合にあっては、当該地方公共団体が同様の措置を実施するもの）であること。
- ⑩ その他、市町村が独自に設定する要件

#### ウ 圏域選定基準

以下の基本的要件に該当している整備計画について、優先的選定要件をもとに順位付けを行い、選定する。

なお、圏域の事情により、基本的要件、優先的選定要件を追加することができる。

#### A 基本的要件

市町村選定基準に以下の基準を追加。

##### ① 社会福祉法人審査基準適合性

- ・ 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日 障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省通知)に定める社会福祉法人審査基準

を満たしていること。

- ・ 理事構成、監事資格が適切であること。
- ・ 施設長資格が的確であること。

[施設長資格]

- ・ 社会福祉主事任用資格を有する者
- ・ 社会福祉事業に2年以上従事した者
- ・ 上記のいずれかを満たさない場合は、「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者

② 設備基準適合性

- ・ 施設・設備が「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日付け厚生省令第46号)及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第39号)に適合していること。
- ・ 特養併設ショートステイについては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)(介護予防の指定申請を行う場合)に適合していること。

※ 今後、上記「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」等の基準については、県条例で定める予定であるので、ご注意ください。

- ・ 入居者、職員等の利便性にも配慮されていること。

③ 職員の確保

職員の必要数と確保方法、時期、見込は適切であること。

B 優先的選定要件

- ① 市町村毎の高齢者人口に対する整備率
- ② 市町村毎の在宅待機者割合
- ③ 市町村毎の介護サービスの給付水準(第1号被保険者1人当たりの介護サービス支給額)
- ④ 市町村毎の介護給付費の計画に対する実績の比率(実績が計画を大幅に上回っている市町村は後順位)
- ⑤ 施設の地域ケアへの活用についての市町村の考え方
- ⑥ 圏域内の地域バランス、年次的な整備バランス
- ⑦ 整備計画の適格性

エ 本庁選定基準

以下の基本的要件に該当している整備計画について、点数化を行う。

A 基本的要件

圏域選定基準に同じ。

B 点数化方法

以下の①～④について、相対評価を行い、合計点数を算出し、整備計画の点数とする。



- ① 圏域毎の高齢者人口に対する整備率  
整備率が低い圏域から順に、1点刻みで最高点から0点までを配点。
- ② 圏域毎の在宅待機者割合  
在宅待機者割合が高い圏域から順に、1点刻みで最高点から0点までを配点。
- ③ 圏域毎の介護サービスの給付水準（第1号被保険者1人当たりの介護サービス支給額）  
介護サービス給付水準の低い圏域から順に、1点刻みで最高点から0点までを配点。
- ④ 圏域毎の年次的な整備バランス  
直近の整備年度が古い順に、1点刻みで最高点から0点までを配点。

## (2) 特別養護老人ホームの改築、養護老人ホームの改築・増築

### ア 基本的な考え方

- ① 築年数が古く、老朽化が著しい施設、また災害の被害を受ける危険性が大きく、又は大規模地震等に耐え難いと考えられる施設で、入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全確保をする必要がある場合に予算の範囲内で整備を推進する。
- ② 特別養護老人ホームについては、ユニット型特養への改築を図るものを優先的に県補助の対象とする。

### イ 市町村選定基準

- ① 目的・運営方針（理事長、施設長）  
3－(1)－イ－①と同じ
- ② 介護保険事業計画との整合性（養護老人ホームの増築）
  - ・ 「わかやま長寿プラン2012」における当該圏域の整備目標数の範囲内であること。
  - ※ 今年度については、当該プランは市町村選定時点で作成されていませんが、最終的には当該プランとの整合性がとれたものであることを選定基準としますので、ご留意ください。
  - ・ 需要見込が適切であること。  
周辺市町村における既存施設の利用状況、需要調査の結果等を十分に検討して必要な整備量が把握されていること。  
周辺市町村における既存施設の利用状況、需要調査の結果等を十分に検討して必要な整備量が把握されていること。  
なお、需要は、県内居住者を前提とすること。
- ③ 施設用地・法的規制  
3－(1)－イ－③と同じ
- ④ 資金計画の妥当性  
3－(1)－イ－④と同じ
- ⑤ 工程に問題がないこと。
- ⑥ 近隣住民への説明  
3－(1)－イ－⑥と同じ
- ⑦ 協力医療機関  
3－(1)－イ－⑦と同じ
- ⑧ 既存施設の適正な運営  
3－(1)－イ－⑧と同じ
- ⑨ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度  
3－(1)－イ－⑨と同じ
- ⑩ その他、市町村が独自に設定する要件

### ウ 圏域選定基準

以下の基本的要件に該当している整備計画について、優先的選定要件をもと

に順位付けを行い、選定する。

なお、圏域の事情により、基本的要件、優先的選定要件を追加することができる。

#### A 基本的要件

市町村選定基準に以下の基準を追加。

##### ① 設備基準適合性

- ・ 特別養護老人ホームについては、施設・設備が「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日付け厚生省令第46号)及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第39号)に適合していること。
- ・ 養護老人ホームについては、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(昭和41年7月1日厚生省令第19号)に適合していること。  
※ 今後、上記「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」等の基準については、県条例で定める予定であるので、ご注意ください。
- ・ 入居者、職員等の利便性にも配慮されていること。

##### ② 職員の確保

3-(1)-ウ-A-③と同じ

#### B 優先的選定要件

- ① 築年数
- ② 災害危険地域の有無
- ③ 耐震診断結果
- ④ 整備計画の適格性

#### エ 本庁選定基準

以下の基本的要件に該当している整備計画について、点数化を行う。

##### A 基本的要件

圏域選定基準に同じ。

##### B 点数化方法

以下について、相対評価を行い合計点数を算出し、整備計画の点数とする。

築年数

築年数の古い圏域から順に、1点刻みで最高点から0点までを配点。

### (3) 老人保健施設の創設

#### ア 基本的な考え方

- ① 「わかやま長寿プラン2012」における整備目標数に基づき、予算の範囲内で整備を推進する。
- ② 施設規模については、厚生労働省通知（平成4年3月7日老健第54号厚生省大臣官房老人保健福祉部老人保健課長通知）に基づき、80床以上100床以下を基本として整備を推進する。ただし、50床以上80床未満の創設については、既設法人による場合にのみ認めるものとし、各圏域の整備状況、施設の収支見込等を総合的に勘案するものとする。  
また、全室個室・ユニットケアを特徴とする「ユニット型」を優先的に県補助の対象施設とする。
- ③ 県補助金によらない（自己資金による）整備（増築を含む。）の場合にあっては、イ市町村選定基準及びウ圏域選定基準を適用する。

#### イ 市町村選定基準

- ① 目的・運営方針（理事長、管理者）
  - ・ 事業に対する理念、施設運営方針が明確であること。
  - ・ 施設内容、法令、運営留意点を理解していること。
  - ・ 採算性を見通しを立てていること。
- ② 介護保険事業計画との整合性
  - ・ 「わかやま長寿プラン2012」における当該圏域の整備目標数の範囲内であること。
  - ※ 今年度については、当該プランは市町村選定時点で作成されていませんが、最終的には当該プランとの整合性がとれたものであることを選定基準としますので、ご留意ください。
  - ・ 需要見込が適切であること。  
周辺市町村における既存施設の利用状況、需要調査の結果等を十分に検討して必要な整備量が把握されていること。
- ③ 市町村との連携  
地域における在宅支援サービス体制と整備を予定している老人保健施設の関係が、地元市町村を含め明確になっていること。
- ④ 施設用地・法的規制
  - ・ 用地確保の確実性  
契約書等の権利関係を示す客観的資料により、建設用地の確保が確実であること。また、抵当権等が設定されていないこと。
  - ・ 施設用地の貸与を受ける場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定かつ登記し、賃借料は近隣の賃借料と比較して低額であること。  
また、抵当権等が設定されていないこと。
  - ・ 適切な立地環境であること。  
例示 ・ 住宅地からの距離や交通網等を総合的に勘案し、地域とのつ

- ながりを保つことができる環境にあること。
  - ・ 津波の浸水に問題がないこと。
  - ・ 地滑り地帯や冠水地帯ではないこと。
  - ・ 水道の確保が可能であること。
  - ・ 排水の放流先の同意を得ていること。
  - ・ 日照、騒音、大気汚染等、生活環境に問題がないこと。
  - ・ 取付道路の調整が行われていること。
- ・ 開発規制等における解除見込の確実性
  - 開発許可、農地転用許可等が必要なものについては、事前協議を行っており、解除見込が確実であること。
- ⑤ 資金計画の妥当性
  - ・ 事業費の算定
    - 土地、施設、設備等全体事業費の算定は適切であること。
    - 建築単価が過大、過小となっていないこと。
  - ・ 調達計画
    - 自己資金が充実していること。
    - 寄附が確実であること。
    - 借入が確実であること。
    - 調達時期が適切であること。
  - ・ 償還計画に無理がないこと。
  - ・ 開設当初の運転資金が確保されていること。
  - ・ 開設後の収支見込が適切であること。
- ⑥ 工程に問題がないこと。
- ⑦ 近隣住民への説明
  - 近隣住民等に対する説明会の実施など、情報提供等が行われており、当該施設の建設が円滑に進められるものであること。
- ⑧ 協力医療機関
  - 協力医療機関及び協力歯科医療機関の確保に問題のないこと。
- ⑨ 既存事業に関する運営上の問題の有無
  - 既存法人の場合は、医療監視、健康保険指導監査又は社会福祉施設指導監査等の結果、重大な指摘事項がないか、また、その指摘事項の改善がなされ、適正な運営が確保できていること。
- ⑩ その他、市町村が独自に設定する要件

#### ウ 圏域選定基準

以下の基本的要件に該当している整備計画について、優先的選定要件をもとに順位付けを行い、選定する。

なお、圏域の事情により、基本的要件、優先的選定要件を追加することができる。

#### A 基本的要件

市町村選定基準に以下の基準を追加。

- ① 法人の適合性

- ・ 医療法人の場合  
必要な資金を有するなど、医療法上の問題がないこと。
- ・ 社会福祉法人の場合  
「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日 障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省通知)に定める社会福祉法人審査基準を満たしていること。

② 設備基準適合性

- ・ 施設・設備が「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第40号)に適合していること。  
※ 今後、上記「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」については、県条例で定める予定であるので、ご注意ください。
- ・ 入所者、職員等の利便性にも配慮されていること。
- ・ 合築施設の場合、共用施設の有無を確認し、入所者及び職員の動線等を想定して実際に使用する場合に問題がないこと。

病院又は診療所と老人保健施設を併設する場合には、「病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について」(平成19年7月30日医政発第0730001号、老発第0730001号 厚生労働省医政局長、老健局長通知)に適合していること。

③ 職員の確保

専任常勤医師の確保の見込(併設型の施設において、併設医療機関の医師が兼務する場合は、併設先の医師数の余力の有無)、理学療法士、作業療法士、看護・介護職員等の確保の見込は適切であること。

B 優先的選定要件

- ① 市町村毎の高齢者人口に対する整備率
- ② 市町村毎の高齢者人口に対する介護保険3施設の整備率
- ③ 市町村毎の介護サービスの給付水準(第1号被保険者1人当たりの介護サービス支給額)
- ④ 市町村毎の介護給付費の計画に対する実績の比率(実績が計画を大幅に上回っている市町村は後順位)
- ⑤ 施設の地域ケアへの活用についての市町村の考え方
- ⑥ 圏域内の地域バランス、年次的な整備バランス
- ⑦ 整備計画の適格性

エ 本庁選定基準

以下の基本的要件に該当している整備計画について、点数化を行う。

A 基本的要件

圏域選定基準に同じ。

B 点数化方法

以下の①～④について、相対評価を行い、合計点数を算出し、整備計画の点数とする。

- ① 圏域毎の高齢者人口に対する整備率

- 整備率が低い圏域から順に、1点刻みで最高点から0点までを配点。
- ② 圏域毎の高齢者人口に対する介護保険3施設の整備率  
整備率が低い圏域から順に、1点刻みで最高点から0点までを配点。
- ③ 圏域毎の介護サービスの給付水準（第1号被保険者1人当たりの介護サービス支給額）  
介護サービス給付水準の低い圏域から順に、1点刻みで最高点から0点までを配点。
- ④ 圏域毎の年次的な整備バランス  
直近の整備年度が古い順に、1点刻みで最高点から0点までを配点。

#### (4) 養護老人ホームの創設・増築、軽費老人ホーム（ケアハウス）の創設

「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成20年5月9日付け厚生労働省令第107号）（以下「基準」という）が平成20年6月1日から施行され、「軽費老人ホームの設備及び運営について」（昭和47年2月26日社老第17号厚生省通知）（以下「旧通知」という）が同日をもって廃止されていますが、「旧通知」における「ケアハウス」に係る規定は「基準」の本則として定められ、「軽費老人ホーム」という呼称となっています。

##### ア 基本的な考え方

一人暮らしに不安を感じている高齢者、介護保険施設からの退所者で生活支援を要する高齢者の受け皿として需要が見込まれることから、「わかやま長寿プラン2012」における整備目標数に基づき、予算の範囲内で整備を推進する。

##### イ 市町村選定基準

- ① 目的・運営方針（理事長、施設長）  
3-(1)-イ-①と同じ
- ② 介護保険事業計画との整合性
  - ・ 「わかやま長寿プラン2012」における当該圏域の整備目標数の範囲内であること。
  - ※ 今年度については、当該プランは市町村選定時点で作成されていませんが、最終的には当該プランとの整合性がとれたものであることを選定基準としますので、ご注意ください。
  - ・ 需要見込が適切であること。
    - 周辺市町村における既存施設の利用状況、需要調査の結果等を十分に検討して必要な整備量が把握されていること。
    - 周辺市町村における既存施設の利用状況、需要調査の結果等を十分に検討して必要な整備量が把握されていること。
  - なお、需要は、県内居住者を前提とすること。
- ③ 施設用地・法的規制  
3-(1)-イ-③と同じ
- ④ 資金計画の妥当性  
3-(1)-イ-④と同じ
- ⑤ 工程に問題がないこと。
- ⑥ 近隣住民への説明  
3-(1)-イ-⑥と同じ
- ⑦ 協力医療機関  
3-(1)-イ-⑦と同じ
- ⑧ 既存施設の適正な運営  
3-(1)-イ-⑧と同じ
- ⑨ 家賃、管理費の設定（軽費老人ホームの創設）  
地域特性、近隣施設の均衡等を考慮し適正に家賃、管理費が設定されてい



ること。また、収支シミュレーションによる経営見通しや入居が定員に満たない場合の対応方法を検討していること。

⑩ その他、市町村が独自に設定する要件

ウ 圏域選定基準

以下の基本的要件に該当している整備計画について、優先的選定要件をもとに順位付けを行い、選定する。

なお、圏域の事情により、基本的要件、優先的選定要件を追加することができる。

A 基本的要件

市町村選定基準に以下の基準を追加。

① 社会福祉法人審査基準適合性

3-(1)-ウ-A-①と同じ

② 設備基準適合性

- ・ 養護老人ホームについては、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(昭和41年7月1日厚生省令第19号)に適合していること。
- ・ 経費老人ホームについては、「経費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成20年5月9日付け厚生労働省令第107号)に適合していること。  
※ 今後、上記「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の基準については、県条例で定める予定であるので、ご注意ください。
- ・ 入居者、職員等の利便性にも配慮されていること。

③ 職員の確保

3-(1)-ウ-A-③と同じ

B 優先的選定要件

① 市町村毎の高齢者人口に対する整備率

② 市町村毎の介護サービスの給付水準(第1号被保険者1人当たりの介護サービス支給額)

③ 市町村毎の介護給付費の計画に対する実績の比率(実績が計画を大幅に上回っている市町村は後順位)

④ 施設の地域ケアへの活用についての市町村の考え方

⑤ 圏域内の地域バランス、年次的な整備バランス

⑥ 整備計画の適格性

エ 本庁選定基準

以下の基本的要件に該当している整備計画について、点数化を行う。

A 基本的要件

圏域選定基準に同じ。

B 点数化方法

以下の①～③について、相対評価を行い、合計点数を算出し、整備計画の点数とする。

① 圏域毎の高齢者人口に対する整備率

整備率が低い圏域から順に、1点刻みで最高点から0点までを配点。

- ② 圏域毎の介護サービスの給付水準（第1号被保険者1人当たりの介護サービス支給額）  
介護サービス給付水準が低い圏域から順に、1点刻みで最高点から0点までを配点。
- ③ 圏域毎の年次的な整備バランス  
直近の整備年度が古い順に、1点刻みで最高点から0点までを配点。

# 特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・養護老人ホーム 整備計画書

提出年月日 平成 年 月 日

施設種別				整備区分	創設・増築・改築・増改築		
設置希望者 ※新設法人の場合は、設立代表者個人の氏名	(ふりがな) 氏名又は 法人名・代表者名		印				
	職業、勤務先						
	住 所						
	電話番号	(自宅) (勤務先)	FAX番号	(自宅) (勤務先)			
事務担当者	氏 名				職業、勤務先		
	電話番号	(勤務先等)			FAX番号	(勤務先等)	
(ふりがな) 施設名							
(ふりがな) 設置主体名							
施設設置予定地							
計画施設の定員等 (県補助の対象とならない併設施設も記入)	施設種別	定員 ([ ] には「ユニット型個室数」「ユニット数」を内数で記入)					
		現在 [ 人 : ユニット]	創設・増築 [ 人 : ユニット]	改築 [ 人 : ユニット]	合計 [ 人 : ユニット]		
		現在 [ 人 : ユニット]	創設・増築 [ 人 : ユニット]	改築 [ 人 : ユニット]	合計 [ 人 : ユニット]		
		現在 [ 人 : ユニット]	創設・増築 [ 人 : ユニット]	改築 [ 人 : ユニット]	合計 [ 人 : ユニット]		
		現在 [ 人 : ユニット]	創設・増築 [ 人 : ユニット]	改築 [ 人 : ユニット]	合計 [ 人 : ユニット]		
既存施設の状況	施設種別	施設名	設置主体	定 員			
				人			
				人			
				人			
施設概要	構造・階数	造 階建て [うち県補助金対象部分 階]					
	建築面積	㎡					
	延べ床面積	㎡ [うち県補助金対象部分 ㎡]					
	工 期	平成 年 月 ~ 平成 年 月					
	開設予定	平成 年 月 予定					
	50%出来高見込み時期	平成 年 月頃					

事業費・財源	事業費 (千円)		資金内訳 (千円)	
	施設建築費		県補助金	
設備備品整備費		別の県補助金 (名称: )		
用地費・造成費		市町村補助金 (国交付金対象事業の有無 有・無)		
設計管理費		設置者負担	自己資金又は一般財源	
事務費			借入金又は地方債	
その他 ( )			寄付金	
合計			その他 ( )	
居住費(滞在費)・食費・管理費等	特別養護老人ホーム・短期入所生活介護			
		利用者負担段階	国基準費用額と同じ	国基準費用額と違う
	居住費 (滞在費)	第1段階		円
		第2段階		円
		第3段階		円
		第4段階以上		円
	食費	第1段階		円
		第2段階		円
		第3段階		円
		第4段階以上		円
	特別な室料の徴収の有無		有・無	
	有の場合具体的な内容			
軽費老人ホーム(ケアハウス)				
管理費	一人当たり	円		
(積算)				
特定施設入居者生活介護等指定申請の有無(養護老人ホーム、軽費老人ホーム)	特定施設入居者生活介護指定申請		有・無	
	その他の事業の指定申請		有・無	
	有の場合、具体的な事業名			

1 施設運営概要

<p>設置（建設） 趣旨</p>	
<p>施設整備の基 本方針</p>	

<p>施設運営の基本方針</p>	<p>※合築施設の場合は、施設種別ごとの運営方針を記入すること。</p>
<p>施設整備及び施設運営の基本方針を踏まえた施設設計の考え方</p>	

理事長（就任予定者）	（ふりがな）氏名		職業、勤務先	
	住所		電話番号	
施設長（管理者）就任予定者	（ふりがな）氏名		職業、勤務先	
	住所		電話番号	
	施設長資格の有無	有 無	施設長資格の内容	
	施設長資格がない場合の対応			
協力医療機関	名 称		診療科名	
	予定地からの距離	k m		
協力歯科医療機関	名 称		予定地からの距離	k m
職員体制	※併設施設も含む ※夜間勤務体制等も十分検討し記入すること			
	職 名	配置予定人数	設置当初の確保方法、確保時期	
	医師			
	生活指導員			
	看護職員	(常勤換算)		
	介護職員	(常勤換算)		
	栄養士			
	機能訓練指導員			
	介護支援専門員			
	調理員			
	事務員			
	業務員			
	施設長を除く職員合計			
職員研修計画	項 目	実施回数	内 容	研修結果の活用方策
	事業所内研修	月 回		
	外部研修	年のべ 人参加	研修名	
地域との連携計画	項 目	具体的な実施内容、方法、回数		
	施設の専門機能の地域への提供			
	施設設備の開放			
	利用者の地域参加			
社会福祉法人による利用者負担軽減措置実施の有無		有 無（その理由： ）		

<p>施設の規模構造及び運営を踏まえた職員配置の考え方</p>	
---------------------------------	--



2 建設用地

用地概況	所在地							
	地番						合計	
	地目							
	面積							
	現況							
	造成の必要性	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	計画における用途							
	提出時点の所有者							
	上記所有者と設置主体との関係							
用地に係る抵当権の状況	抵当権設定の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	有の場合設定額	円	円	円	円	円	円	
設置主体の利用方法	所有・賃貸の別	所有・賃貸	所有・賃貸	所有・賃貸	所有・賃貸	所有・賃貸	所有・賃貸	
	所有の場合の取得方法	寄付・売買	寄付・売買	寄付・売買	寄付・売買	寄付・売買	寄付・売買	
賃借の場合	賃借期間							
	貸主名							
	貸主と設置主体との関係							
	設定する権利	地上権・賃借権	地上権・賃借権	地上権・賃借権	地上権・賃借権	地上権・賃借権	地上権・賃借権	
	賃借料年額	円/年	円/年	円/年	円/年	円/年	円/年	
	1㎡当たり賃借料年額	円/年	円/年	円/年	円/年	円/年	円/年	
地元住民との話し合いの経過及び状況 ※詳細な内容は、別添とすること。	対象者	開催日	出席者数	説明内容		結果		
	地元自治会							
	近隣住民(地権者)							
	排水路の水利権者							



災害に係る指定区域	区 分	該当の有無	有りの場合、防災工事の進捗状況	確認した機関名
※各機関に確認するに当たっては本計画書添付のものと同一の図面を渡して確認すること。	①山腹崩壊危険地区	有 無		(機関名・担当課名)
	②崩壊土砂流出危険地区	有 無		
	③地すべり危険箇所(農水省)	有 無		
	④①から③の準用地区	有 無		
	⑤土石流危険渓流(区域)	有 無		
	⑥地すべり危険箇所(国交省)	有 無		
	⑦急傾斜地崩壊危険箇所	有 無		
	⑧災害弱者関連施設に係る土砂災害注意区域	有 無		
	⑨災害危険区域	有 無		

関係法令上の 問題	農地	農地転用の可否の見通し		可 否		
		確認した機関名			担当課名	
		(転用可能の場合、その理由を具体的に記入)				
	農振農用地	農振農用地の該当の有無		有 無		
		農振農用地の解除の見通し (解除見込み年月)				
		確認した機関名			担当課名	
	国有財産 (里道、水路)	敷地内の国有財産の有無		有 無		
		(有の場合、用途廃止等の見通し及び関係者の同意状況を具体的に記入)				
		確認した機関名			担当課名	
	その他	項 目	規制等の該当の有無	有りの場合、 具体的な内容		確認した機関名、担当課名
		河川法	有 無			
		砂防法	有 無			
		文化財保護法	有 無			
森林法		有 無				
自然公園法		有 無				
景観条例		有 無				
その他 ( )		有 無				
開発許可 (開発協議)		要 不要 (要の場合、見通し)				
建築基準法上の当該地の 建坪率		% (A)	(A) × 用地面積 ( m <sup>2</sup> )		m <sup>2</sup>	
建築基準法上の当該地の 容積率	% (B)	(B) × 用地面積 ( m <sup>2</sup> )		m <sup>2</sup>		

# 老人保健施設整備計画書

年 月 日

〇〇市町村長 様

住所 法人にあつては、主たる事務所の所在地

氏名 法人にあつては、名称及び代表者の職、氏名  
印

平成24年度老人福祉施設等整備施設選定要綱第3条の規定により、下記のとおり整備計画書を提出します。

## 記

整備区分		創設		
施設名				
設置(運営)主体				
設置予定地				
規模		入所 床(うち認知症専門棟 床)		
		通所 名 送迎(有 無)		
連絡先	申出者	住所		
		名称		
		TEL		担当者名
	設計者	住所		
		名称		
		TEL		担当者名

(注) 整備計画書(別紙)を添付すること。

# 老人保健施設整備計画書

提出年月日 平成 年 月 日

整備区分		保健福祉圏域		達成率 %	病床過・不	
施設名	設置予定場所			施設 整備 内 訳	併 設 施 設 [ ( )]	
設置主体 名称:						ユニット型(認知症専門棟以外) ( ユニット・床)
運営主体 名称:	規 入所 名					認知症専門棟 ( ユニット・床)
	医療法人・社福法人(公益・2種) その他( )	模 通所 名			回廊式廊下 有・無	
					病院・診療所 特養 居宅介護支援 訪問看護ST その他 ( )	

## 1 事業費及び資金計画

### (1) 事業費及び財源

事業費		事業に係る財源内訳					
費目	金額	県補助金	市町村補助金	福祉医療機構 借入(地方債)	一般金融機関 等からの借入	自己資金	自己資金の内訳 (預金、出資金等)
建築費							
備品購入費							
用地費							
運転資金							
合計							
地方公共団体が設置する場合の予算措置状況 当初・補正( 月)					地方債に係る都道府県担当課との協議状況 未・協議中		
県補助金を受けない場合の施設整備・開設希望			有 無				

(注) 建築費には、設計監理料を含み、用地費には、造成費を含む。

### (2) 寄附金等の調達について

調達手段、法人との関係及び金額を手段別に記入すること
----------------------------

## 2 整備内容

### (1) 今回整備に係る施設

整備区分	創設				入所者1人当たり延床面積	m <sup>2</sup>
	造	階建	建築面積 m <sup>2</sup>	延床面積 m <sup>2</sup>		
ユニット型	ユニット数:	ユニット				
	ユニットごとの定員	名	ユニット	名	ユニット	共同生活室・機能訓練室
		名	ユニット	名	ユニット	
		名	ユニット	名	ユニット	
認知症 専門棟	ユニット数:	ユニット				入所者デイ・ルーム
	ユニットごとの定員	名	ユニット	名	ユニット	認知症高齢者通所者デイ・ルーム
		名	ユニット	名	ユニット	家族介護教室
		名	ユニット	名	ユニット	共同生活室・機能訓練室
定員数設定 の根拠						

(2) 合築・併設・隣接施設の状況

施設種別	名 称	定 員	県補助申請等	介護老人保健施設との共用設備
		名	する(補助金名: しない)	

3 建設用地の状況

(1) 都市計画法による区分	①市街化区域 ・ 市街化調整区域 ②用途地域 ( )・用途指定なし ③都市計画区域以外 農地 ・ 山林 ・ その他( )						
(2) 用地概況	所在地						
	地 番					合 計	
	地 目						
	面 積					m <sup>2</sup>	
	現 況						
	造成の必要性	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	計画における用途						
	提出時点の所有者						
	上記所有者と設置主体との関係						
	抵当権設定の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	有の場合、設定額	円	円	円	円	円	
	所有・賃貸の別	所有・賃貸	所有・賃貸	所有・賃貸	所有・賃貸	所有・賃貸	
	所有の場合の取得方法	寄付・売買	寄付・売買	寄付・売買	寄付・売買	寄付・売買	
	賃借期間						
	賃 主 名						
	賃主と設置主体との関係						
設定する権利	地上権・賃借権	地上権・賃借権	地上権・賃借権	地上権・賃借権	地上権・賃借権		
賃借料年額	円/年	円/年	円/年	円/年	円/年		
1m <sup>2</sup> 当たり賃借料年額	円/年	円/年	円/年	円/年	円/年		
(3) 立地環境	住宅地からの距離	から	km				
	主な行政機関からの距離	から	km				
	医療機関からの距離	(診療科目: )	から	km			
	商店からの距離	から	km				
	公共交通機関の状況	・鉄道	駅まで	km	・バス	バス停まで	km
	進入路の状況 (主要な道路(センターラインのある道路)から用地まで)	緊急車両等の進入	可能・不可能	現況幅員(最も狭い場所)	m		
		公園上での道幅	m				
		進入路の整備計画	事業主体 整備概要				
			完成時期	幅員(最も狭い場所) m			
	上水道・排水路の確保	上水道	敷設済	延長工事必要	排水路	敷設済	工事必要
	ばい煙、騒音、振動等の影響	問題なし	問題有り	(有りの場合、具体的に記入)			
隣接家屋に対する日照等問題	問題なし	問題有り	(有りの場合、具体的に記入)				
駐車場の確保	台 数	台	(左の内訳: 想定車両及び台数)				
	面 積	m <sup>2</sup>	来所者用	台、職員分	台、業務車分	台	

(4)災害に係る指定区域 ※各機関に確認するに当たっては本計画書添付のものと同じの図面を渡して確認すること。	区 分	該当の有無	有りの場合、防災工事の進捗状況	確認した機関名・担当課名	
	①山腹崩壊危険地区	有・無			
	②崩壊土砂流出危険地区	有・無			
	③地すべり危険箇所(農水省)	有・無			
	④①から③の準用地区	有・無			
	⑤土石流危険渓流(区域)	有・無			
	⑥地すべり危険箇所(国交省)	有・無			
	⑦急傾斜地崩壊危険箇所	有・無			
	⑧災害弱者関連施設に係る土砂災害注意区域	有・無			
⑨災害危険区域	有・無				
(5)関係法令上の問題	農 地	農地転用の可否の見通し	可 否		
		確認した機関名	担当課名		
		(転用可能の場合、その理由を具体的に記入)			
	農振農用地	農振農用地の該当の有無	有 無		
		農振農用地の解除の見通し(解除見込み年月)			
		確認した機関名	担当課名		
	国有財産 (里道、水路)	敷地内の国有財産の有無	有 無		
		(有の場合、用途廃止等の見通し及び関係者の同意状況を具体的に記入)			
		確認した機関名	担当課名		
	そ の 他	項 目	規制等の該当の有無	有りの場合、具体的な内容	確認した機関、担当課、担当者職氏名
		河川法	有 無		
		砂防法	有 無		
		文化財保護法	有 無		
森林法		有 無			
自然公園法		有 無			
景観条例		有 無			
その他( )		有 無			
開発許可 (開発協議)		要 不要 (要の場合、見通し)			
建坪率		% (A)	(A) × 用地面積 ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup>	
容積率	% (A)	(B) × 用地面積 ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup>		

#### 4 施設の状況

別紙「施設調査」のとおり

#### 5 工事予定期間等

実施設計予定時期	年 月 ~ 年 月
契約・着工・竣工予定時期	(契約) 年 月 (契約の方法 )
	(着工) 年 月 ~ (竣工) 年 月 (工事予定期間 月)
	(開所) 年 月



6 運営

(1) 運営主体の状況(既設法人)

許可年月日	理事長名(ふりがな)	理事長職業、勤務先	理事長住所、電話番号	事業内容(名称、規模、標榜科目、設置年度等)				
定款変更手続等		法人担当部局との事前協議日 年 月 日	協議内容及び指摘事項					
既存事業に係る借入額及び償還方法	借入額	年度元利償還見込額	主たる償還財源内訳 (医療法人の場合は過去2力年の損益状況(申告所得額))					
	千円	千円	年度	千円、	年度	千円		
自己資本比率 (医療法人の場合)	直近	%	平成	年	月			
	定款変更時	%	平成	年	月			
	施設開設時	%	平成	年	月			
今回整備に係る一般金融機関借入・借入予定額 千円	担保物件担保価値	土地	地番	面積	m <sup>2</sup>	所有者	担保価値 千円	
		建物	地番	面積	m <sup>2</sup>	所有者	担保価値 千円	
	金融機関への相談	相談(有・無)	相談年月日	年	月	日	金融機関名	
	承諾の見込み							
今回整備に係る福祉医療機構借入・借入予定額 千円	担保物件担保価値	土地	地番	面積	m <sup>2</sup>	所有者	担保価値 千円	
		建物	地番	面積	m <sup>2</sup>	所有者	担保価値 千円	
	相談の有無	相談(有・無)	相談年月日					
	機構からの回答及び指摘事項							
今回整備に伴う借入額及び償還見込額	事業区分	借入額	元利償還見込額					主たる償還財源内訳
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
	介護老人保健施設	千円						
	合築施設分	千円						

(注) 新設法人の場合は、別紙「新設法人調書」を添付すること。

(2) 管理者の状況

管理者予定者	職業・勤務先	( 歳)	医籍の有無	有・無
住所、電話番号				
医師でない場合、管理者として適格である理由	勤務形態	専任・兼任 (主勤務先: ) (介護老人保健施設勤務割合: )		

(3) 人員確保の見通し (配置する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の口にレ点を付すこと。)

区分	予定者氏名、年齢、現職	未定の場合の確保の見通し
医師		
<input type="checkbox"/> 理学療法士		
<input type="checkbox"/> 作業療法士		
<input type="checkbox"/> 言語聴覚士		

(4)人員配置計画

職名	必要数	予定者数	確保済人員	職名	必要数	予定者数	確保済人員
医師				薬剤師			
看護職員				栄養士			
介護職員				調理員			
支援相談員				事務員			
介護支援専門員				その他			
理学療法士							
作業療法士							
言語聴覚士				計			

(5)協力医療機関

区分	医療機関名	所在地	診療科目	病床数	当該施設からの距離・所要時間
医科				床	km 分
歯科					km 分

(6)職員研修計画

項目	実施回数	内容	研修結果の活用方策
事業所内研修	月 回		
外部研修	年延べ 人参加	参加研修名:	

(7)地域との連携計画

項目	具体的な実施内容、方法、回数
施設の専門機能の地域への提供	
施設設備の開放	
利用者の地域参加	

7 周辺地域住民への説明状況

対象者	開催日	出席者数	説明内容	相手方の意見等	同意書
地元自治会	年月日	人			有・無
近隣住民(地権者)	年月日	人			有・無
排水路の水利権者	年月日	人			有・無
その他( )	年月日	人			有・無

8 設置者の整備・運営方針

(設置趣旨)
(施設整備の基本方針)
(施設運営の基本方針) ※家庭復帰支援策を必ず記入すること。
(施設整備及び施設運営の基本方針を踏まえた施設設計の考え方)

9 設置主体(運営主体)の代表者(予定者を含む)が現に運営している医療事業・社会福祉事業等の状況

許可(認可)又は開設年月日	代表者氏名	事業内容(名称、所在地、事業規模、標榜科目等)

10 事業完成後の概要(病床転換(削除)の場合記入)

区分	事業開始前病床	介護老人保健施設へ転換又は削除する病床	事業完成後の病床等	介護老健へ転換又は削減率
医療機関(名称 )	(病棟数 )(床)	(病棟数 )(床) (A)	(病棟数 )(床)	% (A/B)
介護老人保健施設(名称 )			床 (B)	

11 居住費等の状況

	利用者負担段階	国基準費用額と同じ	国基準費用額と違う場合
居住費 (滞在費)	第1段階		円
	第2段階		円
	第3段階		円
	第4段階以上		円
居住費 (滞在費)	第1段階		円
	第2段階		円
	第3段階		円
	第4段階以上		円
特別な室料の徴収の有無	有・無		
具体的な内容			

# 施 設 調 査 書

施設の部門別面積

区分	施設設備	面積				備考 (施設設備共用の有無等)
		階	階	階	計	
生 活 部 門	療養室(居室)					床室(          m <sup>2</sup> )      室(入所者1人当たり床面積      m <sup>2</sup> ) 床室(          m <sup>2</sup> )      室(入所者1人当たり床面積      m <sup>2</sup> )
	共同生活室					ヶ所(共用 有・無)      m <sup>2</sup> (入所者1人当たり床面積      m <sup>2</sup> )
	浴室(一般)					ヶ所(共用 有・無)
	浴室(特殊浴室)					ヶ所(共用 有・無)
	理美容室					ヶ所(共用 有・無)
	売店					
	洗面所					ヶ所(設置階:      階、      階、      階、)
	便所					ヶ所(設置階:      階、      階、      階、)
	倉庫					
	汚物処理室					ヶ所(共用 有・無)
医 療 部 門	通所用テイルーム					ヶ所(共用 有・無)      m <sup>2</sup> (通所者1人当たり床面積      m <sup>2</sup> )
	〇〇〇					
	診察室					ヶ所      m <sup>2</sup>
	機能訓練室					ヶ所(共用 有・無)      m <sup>2</sup> (入所者用      m <sup>2</sup> 、通所者用      m <sup>2</sup> ) (入所者1人当たり床面積      m <sup>2</sup> 、通所者1人当たり床面積      m <sup>2</sup> )
	PT・OT室					
	〇〇〇					
	サービス・ステーション					ヶ所(設置階:      階、      階、      階、)
	事務室					
	会議室					
	家族相談室					
管 理 部 門	ボランティア・ルーム					
	家族介護教室					ヶ所(設置階:      階、      階、      階、)      m <sup>2</sup>
	職員便所					
	職員浴室					
	宿直・休憩室					
	更衣室					
	倉庫					
	リネン室					
	〇〇〇					
	〇〇〇					
サ ー ビ ス 部 門	調理室					ヶ所(共用 有・無)
	配膳室					ヶ所(共用 有・無)
	洗濯室(洗濯場)					ヶ所(共用 有・無)
	機械室					
	〇〇〇					
そ の 他	玄関					
	廊下					廊下幅(中      m) / (片      m) 常夜灯・手すり(有・無)
	ホール					
	階段					直通階段      ヶ所、幅      m、常夜灯・手すり(有・無)
	エレベーター					基
	〇〇〇					
合 計						

(注) 1 この施設設備・面積は、別添設計図と一致すること。

2 共用部分の面積は、( )書きで別掲すること。

## 新 設 法 人 調 書

法人区分	医療法人 社会福祉法人 その他( )	法人名					事務所の所在地				
施設名		施設所在地					定員	入所名	・	通所名	
設立者又は設立代表者						設立認可予定時期	年	月			
設立認可手続	法人担当部局との事前協議日		協議内容及び指摘事項								
	年 月 日										
(法人設立の目的及び事業)											
役員 予 定 者	役員(職名)	氏名	住所(市町村)	年齢	職業	親族等特別関係の状況	寄付又は出資の有無				
							出資済額( 千円)・今回予定額( 千円)・無				
							出資済額( 千円)・今回予定額( 千円)・無				
							出資済額( 千円)・今回予定額( 千円)・無				
							出資済額( 千円)・今回予定額( 千円)・無				
							出資済額( 千円)・今回予定額( 千円)・無				
							出資済額( 千円)・今回予定額( 千円)・無				
							出資済額( 千円)・今回予定額( 千円)・無				
							出資済額( 千円)・今回予定額( 千円)・無				
							出資済額( 千円)・今回予定額( 千円)・無				
資 産	土地	㎡		千円	現金・預貯金		千円				
	負債			千円	負債の原因となった事由						
	その他										
自己財源の確保		法人資産の充当		千円	役員の出資又は寄付		千円				
・自己財源必要額 千円		役員以外への寄付又は出資(氏名、職業、法人との関係、寄付等額)									
今回整備に係る一般 金融機関借入 ・借入予定額 千円	担保物件 担保価値	土地	地番	、面積		㎡、所有者	、担保価値		千円		
		建物	地番	、面積		㎡、所有者	、担保価値		千円		
	金融機関への相談		相談(有・無)		相談年月日	年 月 日	金融機関名				
	承諾の見込み										
今回整備に係る福祉 医療機関借入 ・借入予定額 千円	担保物件 担保価値	土地	地番	、面積		㎡、所有者	、担保価値		千円		
		建物	地番	、面積		㎡、所有者	、担保価値		千円		
	相談の有無		相談(有・無)		相談年月日						
	機構からの回答及び指摘事項										
今回整備に伴う借入 額及び償還見込額	事業区分	借入額		元利償還見込額					主たる償還財源内訳		
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目					
	介護老人保健施設	千円									
合築施設分	千円										
予定自己資本比率 (医療法人の場合)	認可時	%平成 年 月									
	施設開設時	%平成 年 月									

# 添付資料一覧

※写しはすべて原本証明のこと

添付資料名	様式	備考
A 資金計画		
1	建設財源寄付予定者の贈与契約書（写し）又は寄付確約書	
2	建設財源寄付予定者の預金残高証明書	複数の残高証明書を用いる場合は、発行日は同日付け。
3	施設整備費予算計上確約書	市町村立の施設の場合
B 工事関係、用地関係		
B-1 工事関係		
1	工程表	工事期間だけでなく、地元自治会・水利組合との協議、農地転用、開発許可等の調整、建築確認等を考慮した上で作成。
2	付近見取り図	周辺の住宅地、医療機関、商店、交通機関等の状況が分かるもの。
3	住宅地図	住宅地図に予定地及び進入路を色分けして示したもの。予定地は、正確に緑取りすること。
4	建物配置図	敷地における建物の位置、形状、寸法が確認できるもの
5	各階平面図	部屋名及び各室、廊下、階段、避難路の寸法が確認できるもの。合築施設の場合は、各部屋を施設種別ごとに色分けするなどして区分すること。廊下幅（内法）を明示すること。A3判とすること。
6	立面図	建物の立面図
7	部屋別面積表	居室有効面積（特養は洗面設備・収納設備を含み、便所を除く内法面積、軽費老人ホームは洗面設備、収納設備、便所等を除いた内法面積）。合築施設の場合は、施設種別ごとの専有部分の面積をもとに、共有部分の面積を按分し、施設種別ごとの面積を算出すること。
B-2 用地関係		
1	不動産登記簿謄本	
2	災害に係る指定区域等の確認図面	指定区域等が示された図面（確認機関からコピーを受けたもの）に予定地を正確に示したもの
3	敷地写真、撮影方向が分かる図面	予定地を東西南北それぞれから撮影し、計画地を緑取りして表示したもの。撮影方向が分かる図面として、住宅地図に撮影方向を矢印で示し、写真番号を付けたものを添付すること。
用地取得の場合		
4	贈与契約書（写し）又は売買契約書（写し）又は土地売渡承諾書	土地売渡承諾書には売買金額を明示すること。
5	上記に係る所有権移転登記確約書	
6	抵当権等抹消の時期及び方法に関する確約書、抵当権の解除に要する資産を証する書類	
用地賃借の場合		
7	土地賃貸借契約書（写し）又は土地賃貸借契約確約書	賃貸借期間、賃料を明記したもの。

添付資料名		様式	備考
8	上記に係る地上権、賃借権設定登記確約書		
9	抵当権等抹消の時期及び方法に関する確約書、抵当権の解除に要する資産を証する書類		
C 償還計画			
1	借入金償還計画等一覧表	有り	民間金融機関からの借入分も作成すること。新規借入分だけでなく、既借入分も作成すること。新規、既借入の合計分も作成すること。
2	償還財源確認書類 贈与契約書（写し）、贈与予定者の前年の課税証明書（預貯金を償還財源とする場合は残高証明書）		償還財源として、介護報酬を見込んでもいいが、いくらまで見込めるかは福祉医療機構に確認すること。償還額と介護報酬及び入所者負担額等との差額については、贈与（介護報酬から償還できれば実行することはないので、条件付き贈与となる）とすること。
3	施設開所後の収支を試算した資料		
D 社会福祉法人関係資料			
新設法人の場合			
1	社会福祉法人設立計画書	有り	
2	社会福祉法人設立準備委員会調書	有り	
3	役員調書	有り	
4	借入金に対する償還計画調書	有り	
既設法人の場合			
5	既設社会福祉法人調書	有り	
6	役員調書	有り	
7	事業計画及び借入金に対する計画調書	有り	
8	決算書（過去2年間）		
9	法人登記簿謄本		
10	直近の所轄庁の指導監査結果通知（写し）		
11	監査の結果、改善を要する事項について、所轄庁へ提出した改善計画報告書（写し）		
12	法人役員（評議員）履歴書（写し）		
13	法人役員（施設長、評議員）就任承諾書（写し）		
14	予算書（施設整備年度及び翌年度）		
15	理事会（又は設立発起人会）議事録（写し）		事業計画、施設建設及び借入金の償還財源の承認の決議にかかるもの
16	定款（又は定款案）		

添付資料名	様式	備考
E 医療法人関係資料		
1	法人役員（評議員）履歴書（写し）	
2	法人役員（施設長、評議員）就任承諾書（写し）	
3	予算書（施設整備年度及び翌年度）	
4	理事会（又は設立発起人会）議事録（写し）	事業計画、施設建設及び借入金の償還財源の承認の決議にかか るもの
5	定款（又は定款案）	
6	決算書（過去2年間）	
7	法人登記簿謄本	
8	直近の所轄庁の指導監査結果通知（写し）	
9	監査の結果、改善を要する事項について、所轄庁へ提出した改善計画報告書（写し）	
F 増築、改築、増改築の場合		
1	既存施設の配置図及び施設の経歴	有り
2	工事实施前の既存施設の平面図	A3判のものを添付すること。必要に応じて現状を示す写真を添付すること。
3	耐震診断結果	※耐震診断を行っている場合は添付。
G 改築、増改築の場合		
1	財産処分の概要	有り
2	既存施設の各階平面図	国庫負担（補助）対象部分、面積を明記したもの
3	既存施設の写真	老朽化の状況が分かるもの
4	老朽度調書又は現存率評価調書	
5	評価調書（いわゆる定率法又は定額法により算定された調書）	
6	国庫負担（補助）金交付決定通知書（写し）及び確定通知書（写し）	
7	建設時の総事業費を確認できる歳出決算書等	
8	耐震診断結果	※耐震診断を行っている場合は添付。
H その他		
1	ショートステイの需要見込み	
2	軽費老人ホームの入居見込に関するアンケート調査結果	調査時期、調査対象者、調査実施者、調査内容、調査結果、調査結果をもとに分析した需要見込み、現在の供給量との対比を整理したもの。アンケート調査表を添付すること。
3	社会福祉法人による利用者負担軽減制度についての法人の意見書	



# 借 入 金 償 還 計 画 等 一 覧 表

借入先	施設名			償還財 源内 訊	区分			
	返済回数	返済年度	元金		利息	合計	1. 既借入分	2. 新規借入分
	1	平成 年度		借入利率				
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	13							
	14							
	15							
	16							
	17							
	18							
	19							
	20							
合計								

(注) 1. 既設法人で借入金があり、今回の施設整備で新たに借入予定がある場合は、既借入金と新規借入金は別業とすること。なお、既借入金は、未償還額について記入すること。  
 2. 県・市等の利子補給額がある場合は、償還財源内訊欄に記入すること。

(別紙様式D-1)

# 社会福祉法人設立計画書

社会福祉法人		設立予定年度		年度		
法人名称	社会福祉法人					
法人事務所所在地	〒					
設置しようとする施設種別	施設名称	定員		名		
	氏名	職業	電話	(自宅)		
施設所在地	住所	〒	番号	(勤務先)		
設立代表者	理事人(内訳別紙のとおり)	監事人(内訳別紙のとおり)	評議員人(内訳別紙のとおり)			
役員定数	氏名	職業	電話	(自宅)		
設立事務担当者	住所	〒	番号	(勤務先)		
設立当初の資産	区分	創設	金額(評価額)	(地目)		
	基本財産	土地				
	運用財産	現金	施設整備資金	建設費に占める割合	%	
		現金	運転資金	(年間事業費の2/12以上)		
現金	運営資金	千円×2/12	千円			
合計						
贈与(寄付)者氏名	施設建設資金	千円	運転資金	千円	合計	
	千円		千円	千円	千円	
贈与(寄付)金額						
合計	人					

敷地の状況		取得方法		所在地		所有者		面積	
敷地の状況	法人が所有する場合								
	借地の場合	所有者		地上権		有期		有償	
		地目		設定	m <sup>2</sup>	無期		無償	
構造規模		造		金額(千円)		備		考	
整備費内訳	建設費	区分							
	用地費、造成費								
	解体撤去費								
	設計監理費								
	備品購入費								
その他整備費									
合計									
整備費収入内訳	国・県補助金								
	民間補助金								
	市町村補助金								
	借入金	機構							
	借入金	その他							
寄付金									
自己資金									
合計									

社会福祉法人の設立計画については、上記並びに別添「設立準備委員会調書1、「役員等予定者調書」及び「借入金に対する償還計画調書」のとおりです。

和歌山県福祉保健部長 殿  
平成 年 月 日  
社会福祉法人 設立代表者 印

# 社会福祉法人設立準備委員会調査書

(別紙様式D-2)

社会福祉法人		設立準備委員会				設立準備委員会構成(区分: 設立後役職)						
所在地	〒	設立予定年度	市町村	日自振	年度	氏名	職業	贈与予定額	区分	氏名	職業	贈与予定額
設置しようとする施設種別	(定員名)	補助金の種類	県	日自振	日本財団							
設置しようとする施設の必要性			日動振	中央競馬								
設立準備委員会ができるまでの経緯												
設立準備委員会代表者	〒	住所	銀行	店		敷	所在地	所有者	面積	地目	取得方法	担当権設定の有無
設立準備委員会の預金口座		電話番号	社会福祉法人代表者	設立準備委員会		地						
設立準備委員会事務担当者	〒	氏名	職業			施設整備計画の概要						
	自宅	連絡先				総事業費(概算)						
	勤務先					資金計画(概算)						
						補助金						
						自己資金(贈与金)						
						借入金						
						合計						
役員等の定数	理事	監事	評議員			開催回数	開催年月日	出席者数(人)	打ち合わせ内容	議事録の有無		
	人	人	人			1						
						2						
						3						
						4						
						5						

設立準備委員会の開催状況

□理事の定数は6人以上とすること。(老人・障害は別)

□法人の運営等と密接に関係する業務の従事者数が1/2以上ないこと。

□1人は財務諸表等を監査しうる者であること。

□1人は社会福祉事業の知識経験者であること。

□措置委託の対象とならない施設の施設運営を行う場合必要であること。

□理事の定数の2倍を超える確定数で40名以内であること。



# 役員 調査 書

(別紙様式D-3-2)

区分	氏名	生年月日	住所	職 (具体的に記載)	業 (社会的活動歴も記載)	社会福祉関係経歴 (社会的活動歴も記載)	利用者の家族の代 表	役員中特殊な関係 にある者の状況	贈与(寄附)額(千円)		他法人との関係状況	
									建設資金	償還財源資金	役員の兼務	業務法人名
①評議員												有・無
②評議員												有・無
③評議員												有・無
④評議員												有・無
⑤評議員												有・無
⑥評議員												有・無
⑦評議員												有・無
⑧評議員												有・無
⑨評議員												有・無
⑩評議員												有・無
⑪評議員												有・無
⑫評議員												有・無
⑬評議員												有・無
⑭評議員												有・無
⑮評議員												有・無
⑯評議員												有・無
⑰評議員												有・無
⑱評議員												有・無
⑳評議員												有・無
合計					人	社会福祉事業の 知識経験者 人	地域福祉 関係者 人	特殊な 関係者 人				





(別紙様式D-6-1)

役員調査書

区分	氏名	生年月日	住所	職 (具体的に記)	業 社会福祉関係経歴 (社会的活動歴も記)	社会福祉において の地域との関わり	役員中特殊な関 係にある者の状況	贈与(寄附)額(千円) 償還財源資金 建設資金	他法人との関係状況 役員の兼務兼務法人名
①理事長									有・無
②理事									有・無
③理事									有・無
④理事									有・無
⑤理事									有・無
⑥理事									有・無
⑦理事									有・無
⑧理事									有・無
⑨理事									有・無
⑩理事									有・無
⑪理事									有・無
⑫理事									有・無
⑬理事									有・無
(施設長)									有・無

※理事の定員は6人以上。但し、老人福祉及び障害福祉に係る入所施設については、評議員数は理事数の倍+1名)。※理事の1/4以上は社会福祉事業について、知識経験を有するもの。但し、老人福祉及び障害福祉に係る入所施設については、1/2以上は社会福祉事業について知識経験を有する者及び地域の福祉関係者であること。

①監事									有・無
②監事									有・無
合計				役員数	人	理事	人	社会福祉事業の 知識経験者	有・無
事務長				評議員	人	地域福祉 関係者	特殊な 関係者	人	有・無







## 既存施設の配置図及び施設の経歴

市町村又は法人名  
施設名

### 1 施設の沿革 (発足から今日までを簡単に記載)

### 2 配置図

配置図 (A3判) を添付

### 3 施設の経歴

入所定員 名

整理 番号	建物の名称	構造	所有の状況	延面積 ㎡	補助金 千円	年 度 (昭和)	金 額 千円	説 明
	合 計							

(記入例)

入所定員 40名

1	本館	鉄筋 2階	自己所有	1,500	国庫補助金	48	50,000	昭和48年改築 (月 日現在入所者30名)
2	別館	鉄骨 平屋	自己所有	300	-	-	-	昭和52年新築 (月 日現在入所者10名)

## 財産処分の概要

市町村又は法人名

施設名

施設種別		施設名	
所在地		定員	名
設置主体		経営主体	
建物の構造		建築年月日	
処分理由	改 築 増 改 築 に伴う既存施設の取り壊し 老朽民間社会福祉施設整備		
建物の延面積 (A)	m <sup>2</sup>	処分量積 (B)	m <sup>2</sup>
国庫負担 (補助) 年度	年度		
国庫負担 (補助) 金額 (C)	千円		
県補助金額 (D)	千円		
処分部分に係る国庫負担 (補助) 金額 $C \times B/A$	千円		
処分部分に係る県補助金額 $D \times B/A$	千円		
処分予定年月日	平成 年 月 日		
処分の内容	取壊し ・ その他		
処分の「その他」の内容			

# 老人福祉施設等整備に関する市町村意見書

## 1 整備計画の内容

設置予定地	
施設種別	
整備区分	
設置主体	
施設名	
定員	

## 2 選定基準ごとの意見

選定基準	左に対する意見
目的・運営方針	
市町村計画との整合性	
需要見込み	※市町村が把握している需要見込と比較すること。 ※市町村が実施した需要調査については、調査時期、調査対象者、調査内容、調査結果、調査結果をもとに分析した需要見込、現在の供給量との対比を詳細に記入すること。
用地確保の確実性	
民間からの用地賃借の場合の要件確認	
立地環境	
開発規制等における解除見込の確実性	
資金計画の妥当性	
工程	
近隣住民への説明	
協力医療機関	
既存施設の適正な運営	
家賃、管理費の設定	

3 整備計画に対する市町村としての考え方

事業の緊急性、必要性	<p>※当該整備の緊急性及び必要性があることを介護保険事業計画、需要調査結果をもとに、施設種別ごとに詳細に記入。</p> <p>※施設サービスについては、待機者の状況、在宅サービスの活用状況等を踏まえた上で、当該施設の整備が必要であるとする理由を記入。</p>
施設の地域ケアへの活用方策	<p>※施設を地域ケアにどのように活用していくのか、具体的な計画を詳細に記入。</p>
建設場所の妥当性	<p>※周辺の既存施設の分布状況、用地確保状況、立地環境、開発規制の解除見込み、地元住民の理解等からみた妥当性があることを詳細に記入。</p>
事業運営の妥当性	<p>※当該整備の確実性及び運営の安定性等からみた妥当性があることを詳細に記入。</p>
設置市町村における支援内容	<p>※特養整備の場合、「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」の適用の有無及びそれに対する意見・支援等も記入。</p> <p>※県補助対象施設に合築整備する施設に、市町村が地域介護・福祉空間整備等交付金の交付を受けて当該法人に補助する場合は、市町村整備計画への記載予定の有無を記入。</p> <p>※市町村単独補助金を予算計上する予定の場合は、県補助金の内示があれば予算計上する旨及び予算計上予定金額を記入。</p>

※この様式に入らない場合は、適宜任意の様式を追加すること。説明資料があれば、添付すること。

標記整備計画に対する意見は上記のとおりであり、計画として妥当なものと考えます。

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

市町村長名

印

# 老人福祉施設等整備に関する振興局意見書

## 1 整備計画の内容

設置予定地	
施設種別	
整備区分	
設置主体	
施設名	
定員	

## 2. 基本的要件についての意見

基本的要件	左に対する意見
目的・運営方針	
県計画との整合性	
市町村計画との整合性	
需要見込み	※管内の各市町村の需要見込をもとに判断すること。
用地確保の確実性	
民間からの用地賃借の場合の要件確認	
立地環境	
開発規制等における解除見込の確実性	
資金計画の妥当性	
社会福祉法人審査基準適合性	
定款等に関する認可上の問題点	※老人保健施設整備の場合のみ記入。
設備基準適合性	
工程	
近隣住民への説明	
職員の確保	
協力医療機関	
既存施設の適正な運営	
家賃、管理費の設定	

3 整備計画に対する振興局としての考え方

事業の緊急性、必要性	※当該整備の緊急性及び必要性があることを介護保険事業計画、需要調査結果等をもとに、施設種別ごとに詳細に記入。 ※施設サービスについては、待機者の状況、在宅サービスの活用状況等を踏まえた上で、当該施設の整備が必要であるとする理由を記入。
建設場所の妥当性	※周辺の既存施設の分布状況、用地確保状況、立地環境、開発規制の解除見込み、地元住民の理解等からみた妥当性があることを詳細に記入。
事業運営の妥当性	※当該整備の確実性及び運営の安定性等からみた妥当性があることを詳細に記入。

※この様式に入らない場合は、適宜任意の様式を追加すること。説明資料があれば、添付すること。

標記整備計画に対する意見は上記のとおりであり、計画として妥当なものと考えます。

平成 年 月 日

福祉保健部長 様

振興局長名

印